

窓口キャッシュレス決済環境整備推進事業について

1 事業概要

市民課窓口等での住民票の写しや税証明等の手数料について、デジタル社会や新しい生活様式へ対応するとともに、市民サービスの向上を図るため、キャッシュレス決済で支払える環境を整備します。

2 キャッシュレス決済のサービス開始日

令和 4 年 12 月 12 日（月）から

3 導入する窓口

駅前庁舎市民課、浪岡庁舎市民課、各情報コーナー・支所 計 15 か所

4 対象となる手数料等

- 住民票の写し、戸籍附票の写し、住民票記載事項の証明など
- 戸籍謄抄本、除籍謄抄本、戸籍記載事項の証明など
- 印鑑登録の証明、印鑑登録証の交付など
- 所得・課税、納税の証明、臨時運行許可申請など

※ 市税等は、これまでどおり現金のみの取扱いとなります。

5 利用できる決済の手段

- クレジットカード決済 VISA、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club
 - 電子マネー決済 交通系 IC※、WAON、nanaco、iD、楽天Edy、QUICKPay
 - コード決済 PayPay、d 払い、メル Pay、ゆうちょ Pay、楽天 Pay、auPAY
- ※ 交通系 IC：Suica、PASMO、Kitaca、TOICA、manaca、ICOCA、SUGOCA、nimoca、はやかけん
※ 市営バス・市バスの「AOPASS」は、交通系 IC「Suica」で利用できます。
※ QUICKPay、d 払いは 12 月中旬から順次利用開始予定です。

12 月 12 日（月）8 時 30 分から、駅前庁舎 1 階 市民課において、市長によるデモンストレーションを実施いたしますので、取材・報道をよろしくお願ひします。

【問合せ先】

会計機関会計課

電話：017-734-5606



窓口でキャッシュレス決済を導入します。

令和4年
12月12日
スタート

非接触で
安全
迅速
快適
に支払い



市営バス・市バスの「AOPASS」も利用できます。

対象となる主な手数料等

住民票の写し、戸籍附票の写しなど
戸籍謄抄本、除籍謄抄本など
印鑑登録証明、印鑑登録証交付など
所得・課税証明、納税証明など

市税、後期高齢者医療保険料、介護保険料など、納入通知書によるお支払いは、これまでどおり現金のみの取扱いとなります。

利用できる窓口

駅前庁舎、浪岡庁舎、各情報コーナー、
各支所の15カ所の窓口で利用できます。

駅前庁舎市民課 浪岡庁舎市民課 中央情報コーナー
柳川情報コーナー 西部情報コーナー 東岳情報コーナー
高田情報コーナー 油川情報コーナー 荒川情報コーナー
横内情報コーナー 浜館支所 奥内支所 原別支所
後潟支所 野内支所

利用できる決済の種類

◇クレジット決済



タッチ決済できます

◇電子マネー決済



交通系電子マネーご利用になれます

※PiTaPaはご利用
いただけません

◇コード決済



QUICPay, d払いは12月中旬から順次利用開始予定です。
詳しくは下記までお問い合わせください。

電子マネー決済は、市の窓口ではチャージできません。「AOPASS」は「Suica」での利用となります。QR等コード決済は、事前にアプリのダウンロードなどが必要です。